

米子市ふるさと納税楽天ポータルサイト管理運営業務委託仕様書

1 件名

米子市ふるさと納税楽天ポータルサイト管理運営業務委託

2 趣旨

米子市ふるさと納税に係る、楽天ポータルサイトの運用に係る業務及びPR業務を民間事業者へ委託することで幅広い寄附者のニーズに対応し、寄附金額の増額及び効果的な市の魅力発信に寄与することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

委託期間は、委託期間満了の6か月前までに申出がないときは、令和7年3月31日までの間において、1年を単位として更新するものとする。ただし、令和6年度においては、この業務に係る市予算が成立したときに、その効力を生ずるものとする。

4 業務内容

- (1) 楽天ふるさと納税からの募集に関する業務
- (2) ふるさと納税のPRに関する業務

5 業務の詳細

(1) 楽天ふるさと納税からの募集に関する業務

- ア 本市の特色を生かした魅力が伝わるトップページを作成すること。
- イ 本市から提供する返礼品情報を元に、楽天サイトのパソコン用、スマートフォン用の両方に返礼品情報を掲載すること。
- ウ 本市が管理している返礼品提供事業者から提出された画像を利用し、楽天サイトに登録すること。画像の共有方法については、最善と思われる手法を受注者側が本市に示すものとする。また、画像の加工及び追加が必要な場合は、受注者が返礼品提供事業者と協議のうえ、受注者が撮影等を行うこととする。
- エ 掲載された返礼品がより寄附者に選ばれるものとなるよう、詳細ページ等の作成に工夫を凝らすこと。
- オ 受注者が楽天サイトの運用に係る業務で培ってきたノウハウを活かし、本市返礼品の特徴を活かした返礼品構成や企画を提案し、リピーター確保に繋げること。
- カ 楽天サイト自治体ページ及び返礼品情報について、変更等があった場合、速やかに修正及び更新作業を行うこと。

- キ 楽天サイトにおける特集等の企画・作成・更新を行うこと。
- ク 楽天サイトにおける本市のショッピングレビューについて確認を行い、返信を行うとともに、対応が必要なものについては本市に報告すること。

(2) ふるさと納税のPRに関する業務

- ア 受注者は、ふるさと納税の性質上、年末に寄附が増えることを考慮し、楽天サイトにおける早期の寄附者獲得を主な目的として、楽天サイトの機能を活用したメールマガジン配信や、楽天サイト内での有料広告の取り組みのほか、本市の返礼品提供事業者に対し、インターネット通販対策の研修会を市と協議のうえ実施し、本市ふるさと納税全体の寄附促進を図ること。なお、有料の取り組みについては、予算の範囲内で本市と協議のうえ実施する。その際の費用は、本市が別途負担する。
- イ 実施する取り組みが、ふるさと納税指定制度の基準として定められている「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」に適合するものになっているよう留意すること。
- ウ 楽天サイトの受け入れ数や独自に保有しているデータ等を積極的に活用して寄附者のニーズに合ったPR策について調査分析し、様々な企業が実施する広告企画やイベント等の情報収集に努め、本市へ情報提供するとともに積極的に提案すること。

6 実績報告及び委託料の支払いについて

- (1) 受注者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了届を提出するものとする。業務完了届は、楽天サイトへの登録実績、PR策の実施内容等がわかる一覧表(様式任意)を添付のうえ月次集計し報告すること。
- (2) 本市は、当該年度末に受注者からの請求に基づき請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。本市が必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。検査の結果が適正であれば、支払いを行うものとする。
- (3) 業務の実施に重大な影響を与える事態が生じたときは、前号に関わらず、遅滞なく報告書を提出し、本市と協議すること。

7 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知りえた情報に関し、米子市個人情報保護条例及び以下に掲げる事項を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、本業務の履行中に知りえた情報を自社限りで、本業務の履行においてのみ使用することができる。また、情報の保持、利用に関して受注者が全ての責

任を負うものとする。本業務の目的以外への使用及び第三者へ提供してはならない。契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、個人情報に関する資料を複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、個人情報を厳重に保持するため、必要な予防措置を講じなければならない。委託期間が終了した後も同様とし、第三者に漏えいしてはならない。

(4) 情報の返却

受注者は、本業務の履行において得た情報及び資料等を履行期間終了後、速やかに本市に返却しなければならない。また、返却する際に、本市に情報のすべてを引き渡した事実を証明する書面を提出するものとする。(任意様式)

(5) 運搬責任

個人情報に関する資料等の運搬は、受注者の責任で行うものとする。また、受注者は運搬中における紛失事故等がないよう必要な措置を講じなければならない。

(6) 報告義務

受注者は、本業務の履行において取り扱う情報に関し、漏えい、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を本市に報告し、その指示に従うものとする。

8 セキュリティ

個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、受注者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

9 損害賠償

受注者は、本業務が第三者の著作権等（以下「著作権等」という）に基づく権利を侵害していないことを保証し、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、受注者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

10 契約の解除

本市は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

ア 官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

- イ 支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
- ウ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき
- エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- オ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- カ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

11 その他

- (1) 関係法令にのっとり、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本市に連絡すること。
- (4) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) 本業務を実施するにあたり、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、変更または新たに定めるものとする。